

さいたま市建築審査会傍聴要領

さいたま市建築審査会

1 目 的

この要領は、さいたま市建築審査会運営規程第6条の規定に基づき、さいたま市建築審査会（以下審査会という）の会議の傍聴に係る遵守事項その他必要な事項について定めるものとする。

2 傍聴定員

傍聴定員は、7名とする。

3 傍聴の手続き

- (1) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了する。なお先着順によりがたい場合は、抽選によることができる。
- (2) 会議の傍聴を希望する方は、開会の30分前から開会予定時刻までに、受付簿に氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室すること。

4 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、議長の指示に従うこと。
- (2) 傍聴者が6の規定に違反したときは、議長は傍聴者に注意し、なおこれに従わないときは退場させることができる。

5 傍聴することができない者

- (1) 旗、プラカード、ビラ、拡声器その他会場内に持ち込むことが適当でないものを所持している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

6 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否

を表明しないこと。

- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (5) その他会場を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。
- (6) 会場内で携帯電話等の無線機を使用しないこと。ただし報道関係者による写真撮影、録音及び録画については、会長の許可を得た上で行うことが出来る。

7 傍聴者の退席

傍聴者は、審査会が非公開の議題に関する審議等を行おうとする場合は、速やかに退席しなければならない。

附 則

この要領は、平成15年9月5日から施行する。